

資料名称	第1回杉並区個人情報保護条例の改廃等に向けた基本的な 考え方検討部会会議録
日時	令和4年7月4日(月) 午後2時から午後4時まで
場所	杉並区役所 第2委員会室 (中棟4階)
出席者	委員 浅見委員(部会長)、加藤委員、佐藤委員、細川委員、水町委員(オンライン参加)
	事務局 岡本デジタル戦略担当部長、黒澤情報管理課長、倉岡情報公関係長
傍聴者	1名
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・資料1 今後のスケジュールについて ・資料2 個人情報保護法(令和3年改正)の概要及び条例、審議会への影響等について(令和4年6月14日 審議会 配布資料) ・資料3 議題論点シート
<p>【会議内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 今後のスケジュールについて 2 杉並区個人情報保護条例の改廃等について 3 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 区の基本理念について (2) - 1 開示請求等の手数料について (2) - 2 開示請求等の決定期限について (2) - 3 行政機関等匿名加工情報の提案募集の実施について (3) 条例要配慮個人情報について 	

情報管理課長	<p>本日はご多用のところ、お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>本部会は、令和4年度第1回杉並区情報公開・個人情報保護審議会にて、杉並区個人情報保護条例の改廃等に向けた基本的な考え方の検討について付託を受け、開催されるものです。</p> <p>部会の開催にあたりまして、デジタル戦略担当部長より一言ご挨拶を申し上げます。</p>
デジタル戦略担当部長	<p>本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>社会全体のデジタル化に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立、そして行政機関や自治体における個人情報の取扱いの共通ルール化を背景として、個人情報保護法が改正されました。それを受けて、来年の4月からは、杉並区におきましても、個人情報保護条例等を見直すこととなっております。</p> <p>区では、個人情報及び区政に関する情報を保有する自治体として、これまでも個人情報保護条例等に則りまして個人情報の取扱いを行う事業の外部委託や外部結合等について、適宜審議会に諮問してまいりましたが、この改正法により、ほとんどの内容が規定されているため、今後は、条例に定めることも審議会に諮ることもできないと、国のガイドラインにおいて規定されているところです。</p> <p>一方、条例で定めるべき事項等もございますので、今回から3回にわたる部会におきまして、杉並区の新しい個人情報保護条例の考え方について、委員の皆様にご意見をいただき、答申をいただければと思っております。</p>
情報管理課長	<p>それでは、会議の開始前に、オンラインを活用した部会進行の注意点を確認させていただきます。</p> <p>発言者を明確にするため、発言される委員及び区職員は挙手をして、部会長の指名を受けてから発言してください。また、お名前を名乗っていただいた上でご発言いただくようお願いいたします。部会長が発言者を特定できない場合などは、事務局で適宜サポートいたします。また、オンラインで参加される委員は、発言時以外はマイクをミュート状態にさせていただくようお願いいたします。</p> <p>本会場にいらっしゃる浅見委員、加藤委員、佐藤委員、細川委員及び区職員は、発言の際、お手元のマイクをご使用いただくようお願いいたします。会議中にオンライン参加の委員の通信が遮断し、すぐに再接続できない等のトラブルが発生した場合は、事務局に携帯電話を用意しておりますので、こちらにご連絡いただきますようお願いいたします。電話番号は、事前にメールでお伝えしている番号となります。オンラインを活用した部会進行における注意点の確認は以上でございます。</p> <p>それでは、本部会の部会長は、審議会にてご指名がありました浅見委員となります。この後の進行は、部会長である浅見部会長にお任せいたします。</p>
浅見部会長	<p>それでは、第1回杉並区個人情報保護条例の改廃等に向けた基本的な考え</p>

	<p>方検討部会を開催いたします。</p> <p>まず、本部会の運営について確認します。会議の公開についてですが、本部会の付託元である杉並区情報公開・個人情報保護審議会が原則公開とされていることを踏まえ、本部会についても原則公開することとします。</p> <p>また、本部会は検討する事項が多岐にわたるため、本日を含めて計3回開催することとなります。検討内容については、その結果についてまとめた上で、第3回部会で確認をすることとし、令和4年度第3回杉並区情報公開・個人情報保護審議会へ報告することとします。事務局は本部会について、この運営方針により取り扱うよう、よろしく願いいたします。</p> <p>事務局から何か補足はありますか。</p>
情報公開係長	<p>一点補足させていただきます。本部会の議事内容の確認のため、事務局による録音をさせていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。</p>
浅見部会長	<p>次に事務局から、本日の配布資料について説明をお願いします。</p>
情報公開係長	<p>配布資料について確認いたします。お手元の資料をご覧ください。</p> <p>まず、本日の部会の次第がございます。次に、資料1として、今回の部会や条例の改廃等に向けた今後のスケジュールについて記載したものをご用意しております。続いて、資料2として、令和4年6月14日の審議会でお配りをした資料と同じものをご用意しております。続いて、資料3の「議題論点シート」でございますが、今回ご検討いただきたい議題について、関係規定や課題などをまとめたものでございます。そのほか、議論の参考資料として、今回の条例の改廃等に関する法令や国のガイドラインなどを綴ったファイルをご用意させていただいております。</p> <p>配布資料の確認は以上でございます。</p>
浅見部会長	<p>それでは、次第に沿って進めてまいります。まず、今後のスケジュールについて、事務局から説明してください。</p>
今後のスケジュールについて	
情報公開係長	<p>(資料1に基づき、案件を説明)</p>
浅見部会長	<p>ただいまの説明について、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。特に無いようですので、次第3の杉並区個人情報保護条例の改廃等について、事務局から説明をお願いします。</p>
杉並区個人情報保護条例の改廃等について	
情報公開係長	<p>(資料2に基づき、案件を説明)</p>
浅見部会長	<p>ただいまの説明について、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。</p>
加藤委員	<p>来年の4月1日で、個人情報保護法の地方公共団体の部分が施行になりますが、条例の施行も、4月1日に合わせなければならないのでしょうか。</p>
情報公開係長	<p>お見込みのとおりでございます。</p>
加藤委員	<p>そうすると、議会自体は来年ですよね。成立してすぐに施行することになるのでしょうか。</p>

情報管理課長	それを目指しております。
加藤委員	間に合わないということはないですね。揉めたりして。
デジタル戦略担当部長	法律でほとんど決まっていることでして、理念や手数料など、限定的になっています。我々としても、もっと自由度があれば、自治体の独自色を出したいところですが、法改正によってそういったことが認められていないので、その中で、これまでの杉並区の条例の良い部分を残し、発展させていきたいと考えております。
浅見部会長	これから審議を始める前に、水町委員のほうでご指摘することはございますか。
水町委員	<p>区の資料を拝見すると、国の提示した考え方はこうだから、これしかできません、というような資料になっています。</p> <p>弁護士や学者の先生の中でも、今回の法改正については、国がここまで言うのはいかなものかという批判を強くおっしゃる方もいる状況です。</p> <p>各自治体としても、法律に則った行政を行わなければならないわけですが、個人情報保護レベルが、来年度から下がってしまうとなると、住民の理解を得られないと思います。議会でも同じようなことが議論されているようです。各自治体、苦労の上、努力されているとお聞きしています。</p> <p>資料2を見ると、国がこうしてほしいと言っていることを書いていらっしゃるようですが、国の考え方に反しない中で、個人情報保護レベルを維持するために、どういう方策があるか、各団体考えられている状況です。</p> <p>区として、個人情報保護レベルの維持を、どのように考えていらっしゃるかが重要になってくると、あとは審議会本体と、部会の委員の先生方がどうお考えになるかが重要になると思います。</p> <p>前回の審議会を欠席してしまったのですが、審議会のほうでは、何らかのご意見は出なかったのですか。</p>
情報管理課長	<p>6月14日の審議会の中では、水町委員がおっしゃるように、これまでの区の個人情報保護レベルが低下してしまうのではないかとのご懸念のご意見はございました。</p> <p>区としては、国のガイドラインやQ&Aにて許容されないという表現が多用されているところですが、その中でもこれまでの個人情報保護の歴史がございますので、少なくともこれを後退させるというよりは、むしろ維持向上させていきたいと考えております。</p>
水町委員	<p>今までの個人情報保護レベルを維持するために、どういう取組を具体的にされるのか、それを示せないと、個人情報保護の崩壊ともとられかねないので、審議会を今後どうするのか、また、事前諮問はできないけれど、それに代わる代替措置として、区としてどういう措置を講じていくのかというところを示すことによって、改正法下でも、個人情報保護に、しっかりと取り組んでいくよという姿勢が出せると良いのかなと思います。ただ、もちろん、国の意見を無視しなければいけないといったことを言っているつもりはなく、ガイドラインに整合する形で、どうやって個人情報保護をやっていくか</p>

	というところの議論が必要かなと思いました。
浅見部会長	それでは、諮問内容に沿って進めさせていただきます。 まず、議題（１）区の基本理念について、事務局から説明してください。
（１）区の基本理念について	
情報公開係長	（資料３に基づき、案件を説明）
浅見部会長	まず、大きなところで、杉並区として理念をどのように書くかということで、ここは規定することを法で妨げられていないところとなっております。この場では、特に何条に置くかといったことではなくて、今後制定される条例の中でこういった条項を定めていくと良いのではないかという事務局案でございます。これをたたき台に部会として、この点はこうしたほうが良いのではないかという意見を今度の審議会に上げるということになります。 ただいまの説明について、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。
加藤委員	この内容は、現行の条例でも規定されていますか。
情報公開係長	第３条、第４条、第５条にそれぞれ規定がございます。ただいまご説明した区の考え方については、新たに規定するものですので、現行のものとは異なります。
浅見部会長	具体的な条文案は、我々の部会とは違うところで、議会に出されると。その条文案のたたき台となる考え方を、この場で議論するということですね。ほかに何かご質問・ご意見はございますでしょうか。
加藤委員	おそらくそういうことかなと思ってはいたのですが、例えばこの規定は何条に入れたほうが良いとか、そういったことは議論しないということでしょうか。
情報公開係長	そのとおりでございます。
浅見部会長	ほかに何かご質問・ご意見はございますでしょうか。
細川委員	個人情報保護に関して杉並区は先進的にしっかり取り組まれてきた中で、国からいろいろと目をつけられたこともあったと思うのですが、個人情報の保護自体はとても大事な概念だと思いますが、逆に、利用といいますか、個人情報の壁で、必要な情報を手に入れることがものすごく困難であることがあります。災害時の問題とか。救急車で連れていかれた先が分からないとか。そうすると、これは本当に援助につながらなくて良いのかと思っていました。後は、地域の中でも、人々のつながりを作るという点で、今は一人一人が孤立していく方向になってしまっているように感じます。プライバシーの壁というところで、実際にそれは住民の役に立つのかというような感じもします。 保護だけではなく、セキュリティを担保した必要な情報の流通を、もう少し考えていただけるような理念は作れないでしょうか。
デジタル戦略担当部長	委員からお話のありました災害時の利用でいいますと、財産や生命に関わるときは利用できるということになっている。地域内のつながりがない中で、一人一人の孤立が生じてしまうという点ですが、これはこの制度に限ら

	<p>ず、区にとって大きな課題の一つとして、だんだん町会加入率が下がっていく中でどうしていくのかというのはございます。一方で、災害情報で言えば、訓練や、震災救援所のネットワークを通じて、災害時・非常時のお互いの連絡、安否の確認ができるように体制を整えていこうという考えはございます。</p>
細川委員	<p>それをもう少し上手な文言で理念化できないでしょうか。</p>
情報管理課長	<p>まさに細川委員の言われたとおりで、国の方の法改正でも個人の権利利益の保護と合わせて、データ流通という言葉が使われましたけれども、個人情報の活用といいますか、まさに緊急時、生命の危機にある時など、個人情報をいかに使うのかというのが課題である一方、セキュリティですとか個人情報の保護をどう担保しながらそれを活用していくのかというところは考えていかなければならないところかと思えます。そういった命に関わるような場合もございますので、データとか個人情報を使うような場面も想定されるかと思えます。では、基本理念の中にどのような形で盛り込んでいくのかというところですが、文章がどういうものが適切かというのはございますが、考え方の参考にさせていただければと思います。</p>
加藤委員	<p>今の点も3つ目の黒ポチの部分のくだりや、個人情報保護法の第1条自体が利活用自体に触れているので基本理念はそのバランスをとってくださいとは言っていると思えます。</p> <p>細川委員がおっしゃっているのは、実際の運用でガチガチにし過ぎてしまっているということだと思います。実際の条例・条文自体は、法律自体は比較的アバウトなんですよね。そこまでガチガチに書いてないのに、なんだか保護すれば良いんだという感じで、そっちの方向にぶれている、振れるという傾向にあることが問題だと思います。</p> <p>条例というよりは役所の運用がそちらに傾きすぎているのではないかというところがあるかと思えます。文言が多少個人情報保護に傾きがちなのはしょうがないと思えます。問題なのは運用で、それは本当に市民のためになっているのかということを考えないで、個人情報を守れば市民のためという価値判断をしている人がいるのは事実で、それは問題だと思います。</p>
浅見部会長	<p>今、意見が出て、皆さん相対的に賛成の雰囲気もありますので、今すぐ文言が出てくるというわけでもないと思うので、次回冒頭に今回のまとめがあるんですよね。その時に事務局案の3つ目のポチのところの表現を、確かにこれは効率化の観点しか書いていなくて、細川先生がおっしゃったようなところはちょっと読み取りにくいところもあるので、ちょっとうまい表現をいくつか出していただいて。今すぐ出れば良いのですが、ちょっとそれは難しいと思うので、ご検討いただいてもよろしいでしょうか。</p>
水町委員	<p>今のご意見に賛成ですが、違う角度から同じような話をします。</p> <p>法律や条例上できることをできない、というふうにしてしまうのが今のお話しの弊害になるかと思うのですが、その反対に、もう少し、改正法だと公益・相当な理由というふうなふんわりとした書き方になっていると思うので</p>

	<p>すが、そこをあまり恣意的に運用・解釈をしないよう、法律や条例上適法に実施できることを厳しく捉えてできない方向で運用する反面、公益・相当な理由というようなふんわりした部分を緩く捉えてやって良いよというような甘い解釈でやってしまうこともありえなくはないと思うので、見るべきはデータではなく人であって、人間の基本的な人権の尊重とか住民をきちんと見つめて、あるべき保護に努め、あるべき住民の権利保護、データがどうこうではなく困った人を助けるとか、どうせならそういう壮大な感じの基本理念にしていだけると嬉しいかなと思いました。</p> <p>あとは、3つ目のポチですけど、デジタルのくだりは今の時代には合ってますごく良いと思うんですけど、この施行条例が10年、20年経っていったときにデジタル技術ってすごい時代を感じさせるよね、ということになっちゃうので、汎用的に、時代感を出して「デジタル技術」という言葉を使っても良いと思うんですけど、10年、20年、30年経っても通用する壮大で骨太な理念になった方が良いかなと思いました。</p>
<p>浅見部会長</p>	<p>保護と提供のバランスを取らなければならないということと、20年後、30年後を見据えた言葉遣いで壮大な理念づくりをしたほうが良いというお話だったかと思いますが、ちょっとそのあたりも含めて、次回までに作成していただければと思います。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>検討をすごく丁寧に行うとすると、これまでの審議会に出てきている諮問のうち、指摘のあった事項、改善すべきとされた事項を洗い出した上で、今回の法改正によって、その諮問が通らなくなるもの、あるいは出せなくなるものをピックアップしていくと、それがまさに条例改廃に対する影響というところになると思います。ただ、これまでの議事録をすべて洗い出すというのは現実的ではないですが、すごく丁寧に行うのであればそういう方法だと思います。</p> <p>その差異がないのであれば影響はゼロですが、今想定されているだけでも、これまで審議会で議論して意見が出されたことは、その意見自体が出せなくなるというところはあるわけなので、そうするとその項目をどうやって今回の条例改廃でどれだけ拾っていけるかということができれば、その差が最小化するということになると思います。</p> <p>その意味で、ざっくりと、これまでの審議会によく出てきた内容では、利用制限と安全対策、安全管理措置の話が多かったと思います。例えば、行政事務上、総務省なりの標準手続では生年月日が必要といわれているけれども、実際には年齢程度の情報で良いという際には、月日はいらないということになるので、杉並区では月日を聞くのはやめましょうということになります。それに関しては今回ダメになると思いますが。</p> <p>それともう一つが安全対策、安全管理措置ですよ。データの運搬がこれでは不十分ではないとか、委託先への契約内容に不備があるんじゃないとかということも指摘として出たかと思いますが。それに関しては、次回以降の検討だと思いますが、グレーゾーンとして、やりようはあるのではないかと</p>

	<p>思います。</p> <p>そのような形で、個人情報保護とっているんですけど、その中に最低限利用制限と安全対策、安全管理措置の話、その他プラスアルファがあるかもしれないませんが、類型化した上で、それぞれについてのメリハリを出していければ良いのかなと思います。</p> <p>それを考えた上で、事務局案を見てみますと、1・2個目は総論的な内容ですので、これくらいの書き方だと思います。3個目は、安全対策、安全管理措置の話に偏っているので、利用制限について触れられるようであれば触れられると良いと思います。ただ、改正法上はそのあたりについても区が口出しできないですが、前回の審議会で申し上げたとおり、考えようによっては、今後は個人情報保護委員会に対して意見を言うことができるので、理念の中で、個人情報保護委員会へ意見できるよう担保する内容を入れても良いのかなと思いました。</p> <p>前回の審議会で何を申し上げたかといいますと、今まで杉並区で個人情報保護のことをやってきたわけですが、住基ネットなりマイナンバーのシステムなりで、つながっているんで、杉並区が一生懸命やっても、隣の区がやってないとそこからだだ漏れになることがあっても、まったく口出しできなかったですよ。ただ、今回からはむしろ考えようによっては、その部分を個人情報保護委員会に安全管理措置が不十分ではないかと、見直したほうが良いんじゃないかと意見を言うことができるのであれば、逆に杉並区のレベルに他の自治体の底上げが図れるようにも見て取れるので、そこをむしろ有効に使えるようにしておけば良いのかなと思います。</p> <p>ただまあ、個人情報保護委員会に意見を言うというのは、条文に書くような話ではなくて、運用上ちゃんとやれば良いのかなと思いますけれども、もし何らかの形で明文化できるのであれば、区民の方としては安心材料となるのかなと思います。</p> <p>3個目に関しては、そのような観点で、安全管理措置に寄り過ぎず、もう少し広げることができれば広げたほうが良いのかなと思いました。</p>
デジタル戦略担当部長	<p>今ご指摘いただいた中で、国の保護委員会に区として意見を言うことができるかということですが、まず意見を言う前に、個人情報保護委員会への毎年それぞれの自治体の運用状況の報告が義務付けられています。おそらくそれを見ただけでは分かり辛いと思うのですが、今お話にありましたとおり、区がこのような形で運用しているが、その情報がほかで使われた疑いがある、あるいは、杉並区の情報扱うのであれば、このレベルまで引き上げてほしいというような意見が出るかもしれません。そういったときに、制度を利用して、区から意見を言うことができるかどうか、国のほうにも確認していきたいと思います。</p>
浅見部会長	<p>ほかに何かご質問・ご意見はございますでしょうか。</p>
加藤委員	<p>目的の規定ってすごく重要ですので、羅列ではなく、条文の素案があったほうが良いのかなと思いました。一つ一つの文言が重かったりするので。</p>

情報管理課長	今ご意見いただいたとおり、理念については、今回箇条書きでお示しさせていただいたところですが、表現をもう少し整えた上でのご提示ができればと思います。
浅見部会長	事務局案のたたき台があって、今回様々な意見が出たかと思いますので、それを盛り込んだ上で、条文として読めるような形で、次回ご提案をいただければと思います。 それでは、議題（２）－１ 開示請求等の手数料について、事務局から説明してください。
（２）－１ 開示請求等の手数料について	
情報公関係長	（資料３に基づき、案件を説明）
浅見部会長	実費というのは、どのように勘定するのでしょうか。
情報公関係長	例えば写しの交付ですと、片面１枚１０円をいただいております。
浅見部会長	ただいまの説明について、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。
水町委員	事務局案でよろしいかと思うのですが、念のため確認させていただきたいのですが、実費を無料とするという考え方は難しいのでしょうか。開示請求ですので、実費も無料のほうがしやすいのかと。例えば、経済的事情等で減免としている自治体もあるかと思うのですが、いかがでしょうか。
情報公関係長	事務局としては、開示請求があった場合に、閲覧についての手数は無料として、開示請求の権利を保障しているものと考えております。写しの交付については、一般的な資料の複写の際にコピー代１０円を取っているといったことに倣って今までやってきております。今回もその流れを踏襲しようと考えているところでございます。
水町委員	分かりました。
細川委員	今は、減免規定はあるのでしょうか。
情報公関係長	今は、減免規定はございません。
加藤委員	私がどこかで聞いたことですが、自己情報開示請求の場合は、それほど請求されることも多くないと。ただ、情報公開請求の場合は、請求されることも多く、複写費用を無料にすると何度も請求して手間だけ取らせて、悪用に近いようなケースもゼロではないというのです。実費については現状の運用で構わないかなと思います。
浅見部会長	では、この議題については、事務局案のとおりということでよろしいでしょうか。 特にないようですので、議題（２）－１については、終了します。 次に、議題（２）－２について、事務局から説明をお願いします。
（２）－２ 開示請求等の決定期限について	
情報公関係長	（資料３に基づき、案件を説明）
浅見部会長	ただいまの説明について、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。
加藤委員	事務局がこれで良いというのであれば、それで結構ですが、初めてこの個人情報保護法の規定を見てびっくりしたのです。標準処理期間を３０日間延

	ばせて、さらにと書いてあるじゃないですか。そうすると、私がちょっとだけ危惧しているのが、もし条例で、短い期間を定めたら、これに万が一遅れたらどうなるんだろうと。60 日までオッケーとなるために何かの手続が必要になるのでしょうか。一発違法という事はあり得ないですね。
情報公開係長	イメージ図にも書いているのですが、①から③にも特例延長期間とありまして、例えば請求の量が多いですとか、情報の特定に時間を要するといった場合には、中には一部こういった特例延長期間という事で、60 日からさらに延ばすといった規定がございます。年間に数回、やはり避けるべきところではあるのですが、実際にそういった例がございます、その中で対応しておりますので、法的には問題ないものと認識しております。
加藤委員	今ちょっと見たら、開示請求者に対して、延長後の期間と延長理由を書面により通知しなければならないとあるので、その手続さえ取れば良いという事でしょうか。
情報公開係長	そうですね。延長期間を終了した時点では、すべての情報が出せないという場合があっても、出せる情報については出していくと。さらには理由をお示しして、必ず請求者の方には通知をするという手続を取っています。
加藤委員	事務局が変えたければ全然良いかと思いますが、安全面としてみると別に法のままで、実際の運用を早く処理するといった形でやれば良いだけなので、全然かまわないとも思うのです。住民からすれば正直言って、全部一緒のほうが分かりやすく、なんでも細分化するより良いのかなと思います。
情報管理課長	事務局としましては、現行の条例で標準処理期間 14 日以内というところが、イメージ図の①のとおりですが、やはりここは法改正があったとしても、職員も迅速な手続を日々行っているところでもありますので、現行条例と同じくし、14 日以降の延長可能期間につきましては、現行条例ですと請求日の翌日から 60 日以内というところですが、事務局案ですと 30 日以内ということで、トータルの期間で見ますと、現状の 60 日以内から 14 日足す 30 日の 44 日以内に処理をしていかないといけないということになりますが、そこは請求者の方もいらっしゃいますので、我々も迅速に処理を進めていきたいというふうに考えてございますので、今回このような事務局案とさせていただいたところでございます。
加藤委員	昔の行政法とかだと、初日を計算しないから請求日の翌日としているのでしょうか。
情報公開係長	そのとおりでございます。
加藤委員	法律も請求があった日からとなっているから、そこは合わせたほうが分かりやすいと思います。
情報公開係長	文言につきましては、再度研究させていただきます。
浅見部会長	事務局がこの期間で大丈夫ということで、早いほうが区民にとっては良いと思いますので、そのような理解でよろしいでしょうか。
情報管理課長	はい。

浅見部会長	<p>それでは、この議題については、事務局案のとおりということによろしいでしょうか。</p> <p>特に無いようですので、議題（２）－２については、終了します。</p> <p>次に、議題（２）－３について、事務局から説明をお願いします。</p>
（２）－３ 行政機関等匿名加工情報の提案募集の実施について	
情報公関係長	（資料３に基づき、案件を説明）
浅見部会長	<p>ありがとうございました。実際に提供したのが、独立行政法人１件、地方公共団体１件と書いてあるのですが、具体的にはどういう提供か、あるいはどういう団体か分かりますでしょうか。</p>
情報公関係長	<p>独立行政法人の非識別加工情報は、2019年に住宅金融支援機構が、その保有する個人の年収や借入額を含む100万件以上の情報を匿名加工して、某金融機関に提供した例となります。地方公共団体のほうでは、市川市が2020年に市内の介護サービス利用者約1万3000人分の介護度などを匿名加工したものを民間事業者に提供した例となります。確認しているところでは、以上となります。</p>
浅見部会長	もし、実施したとしたら、杉並区ではこういった事例が想定されますか。
情報公関係長	<p>市川市の例がございますので、こういった例が可能性としてはあり得るかと思いますが、この例しかないので今のところ想定しにくいかなと認識しております。</p>
浅見部会長	ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。
細川委員	<p>本当にイメージが湧かないのですが、個人情報として提供するのですか、それとも統計情報にして提供するのですか。</p>
情報公関係長	説明の上では、個人情報には当たらないという形になっております。
細川委員	<p>要介護の人が何人というような統計情報ではなくて、ある人について個人情報は見えないけど、要介護度とかが一人一つのデータとして出しているのか、統計情報にしてしまえば問題ないのかなと思うのですが、どういう情報の提供がされてしまうのか。</p>
情報管理課長	<p>おそらくなってしまうのですが、統計情報ということではなく、一人一人の特定の個人がどこの誰かが分からない状態で、情報が提供されるのではないかと思います。</p>
デジタル戦略担当部長	<p>ガイドラインとか本によりますと、例えばある人をとったときに、名前があって、年齢があって、趣味があって、何があって、そういうもので個人が特定されてしまう名前とか、あるいはそこにもしマイナンバーとか番号があれば、個人と識別が複合的にされてしまうと。受け取った段階でいうと、100人分のデータだとすると、名前は全部消しこまれているもので、住んでいるところが杉並と表示されると、そういうイメージなのかなと。</p>
情報管理課長	<p>実際のデータのやりとりが、自治体と事業者でこういった形でなされているのか分からないところがありますが、一人一人の特定できない情報ではないかと思います。</p>

佐藤委員	今のところ予定がないとのことなのですが、仮に匿名加工情報で処理をするとなった時には、条例を改正しないと使えないということになってしまうのですか。
情報公開係長	この段階で規定をしないということになれば、当然その規定を含めるという形になりますので、そこでやはり条例改正をしないといけないということになります。
佐藤委員	そうすると少し心配なのは、従来であれば匿名加工情報を使ってやるかやらないかは杉並区が決定できたので、杉並区がやらないと決めれば、これもいらないのですけれども、今後だと個人情報保護委員会がこの行政事務に関しては、匿名加工情報でやりなさいというふうに行政手続上のほうを取られてしまうと、その時慌てて条例改正しないとできなくなるということが起こり得るということでしょうか。
デジタル戦略担当部長	委員がおっしゃるとおり、今は都道府県等となっておりますが、将来的に全ての自治体というふうに法に規定された場合には、杉並区においてもそういった条文を規定して、手数料や処理期間をつくらなければいけないということになると思います。
佐藤委員	分かりました。使う予定は無いけれども、条例として手数料の話なので、定めておけば国なり都道府県からこれでやれと言われたときに、慌てて条例を作らなくて済むので、置いておいたほうが良いのかなど。従来はやらないという判断を杉並区が独立で裁量でできたので、やらないつもりでいけば手数料もいらないとなったのですが、ここが分離されてしまうので、そういう意味だと、その時のドタバタを考えると作っておいて、あるいは条例上はできるようにしておいて、何か飛ばして条例より低い附則だけをいじるだけでできるようにしておくのもありかなと思いました。この辺りは、考えを聞けるのであれば、個人情報保護委員会がそういうことをやろうとしているのか、やろうとしていないのかを聞いて、個人情報保護委員会も平成 28 年以来ほとんど一桁台の自治体でしか使われてないから、当分やる必要もないですと言ってくれば良いですけど、やっぱり事情が変わりましたと言われたらそれで終わりなので、一応設けておいても良いかなとも思いました。
浅見部会長	水町委員、何かご意見ございますか。
水町委員	個人情報保護法のほうでは、政令市と都道府県は義務付けで、政令市と都道府県以外は当面の間、義務付けを外されるという形になっていると思います。ただ、個人情報保護委員会に聞いても無駄で、これは政治のほうからやれと言われたりする話で、別に委員会としてやりたいような話ではないように思うので、都道府県と政令市の実情を見て、それ以外の自治体にも広がっていく可能性はあると思うのですが、ただやっぱり行政機関等匿名加工情報の一番の懸念は、適切な匿名加工ができるかというのが一番の懸念で、先ほどのお話ではないですけれども、統計情報と生情報の間みたいな情報が出るんですね。要は、生情報の個人が特定できる部分が潰されているという状態のデータが出るので、潰し方が甘いと分かっちゃったり、もしかしたら潰す

	<p>前のデータを誤って出してしまうたりしたら、漏えいになってしまうので、そこをきちんとやらないと大変なんですよ。ただ、制度上の意義としては、公共データというのは公共がずっと独占的に持つべきものではなく、皆のためのもので皆のために使うべきじゃないですかといった考え方で、理念は別に悪いものではないのですけれども、運用する際に匿名加工がちゃんとできて、漏えいしないかというのが一番の懸念だと思われま。だから、基礎自治体はやりたがらない制度になっていますけれども、今、佐藤委員がおっしゃったように、手数料は定めるといのは逆に手数料を定める自治体で、政令市と都道府県以外は極めて少ないと思うんですよ。その中で、手数料を定めているけれど、やらないで将来的なためですというのが、あまり分かってもらえない可能性があつて、杉並区は手数料を定めたからやるのかと印象として思われるので、そこで違いますと答えると、ハレーションが生じそうなので、やるつもりがないのであれば、手数料は定めないほうが誤解はないと思います。あとは、どうせやるとなつた時は、全団体とも手数料条例を定めないといけないので、1か月で手数料を定めなさいといった話にはならないかと思ひます。その頃には、政令市も都道府県も運用がなされている状態でするので、それを踏まえて手数料を決めれば良いかなと思ひました。</p>
佐藤委員	<p>前言撤回で申し訳ないのですが、今の話を聞くと、むしろ定めないでいただいたほうがやれと言われたときに条例が無いのでできませんで、検討に時間が取れるので、杉並区としてしっかりと準備する時間を確保するためにも、条例にしていないうほうが良いのかなと逆に思ひました。でするので、この事務局案のとおりで良いかと思ひました。</p>
浅見部会長	<p>ほかに何かご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。</p>
加藤委員	<p>手数料を定めているところはありますか。</p>
情報公開係長	<p>こちらのほうでは聞いておりません。23区は、先ほど申し上げたとおり、予定がないという話を聞いております。</p>
加藤委員	<p>分かりました。行政機関がやる意味が全くないと思ひます。言い方によっては、水町委員のおっしゃるとおり、行政機関が情報を独占するのはおかしいという言い方もできますが、基本的に言ってくる人は金のために寄つて来るだけです。できれば行政で情報を持っていて、処分していつてもらうというのが一番安全なので、水町委員のおっしゃることは全くそのとおりで、匿名加工は絶対危ないから規定があるわけですよ。下手したら全部漏れてしまうというのがあるからですよ。個人情報ではないのであれば、そもそも置く必要もないですから、そういった規定を置いていること自体が危ないということを示唆していると思ひます。私がちらつと聞いた話では、手数料自体はどのように定めるのだろうと思ひますが、要するに行政が匿名加工の費用を負担するのはおかしいじゃないですか。匿名加工自体は、危ないですけども、行政は下請けに出すと思ひるので、そのお金を手数料として請求する形になるのだから、手数料というより実費を取ることになるのかね。行政が税金で負担するというのも変な話だなど。現時点で私は、杉並</p>

	区はやらなくて良いと思いますし、やったら逆に危ないのではないかという気がします。
情報管理課長	色々なご意見をいただいたところですが、事務局案としては、議題論点シートに示した経緯といいますのも、匿名加工情報、要するに個人が特定できない、復元できないようにするというところで、事業者に個人情報を提供するとなったときに、匿名加工情報にしたつもりというか、して出すのですが、その先事業者が情報を見ていく中で、本当に特定できないのかというところに、我々も懸念というものを覚えておまして、万が一個人が特定されてしまったとなったときには取り返しのつかない状況になってしまうというところがございましたので、当区としましては現状のところ当面導入すべきではないだろうと。やはりそのことが、全国的に広がっていないところにも数値として出ているのではないかと認識していたところでございます。
細川委員	参考のために聞いておきたいのですが、都道府県及び指定都市はこれを行うということで手数料とかを定めているということですか。
情報公関係長	そのように義務付けられておりますので、来年4月1日に向けて現在検討しているところかと認識しております。
浅見部会長	ほかに何かご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。 では、この議題については、事務局案のとおりということでよろしいでしょうか。 特にないようですので、議題（2）－2については、終了します。 次に、議題（3）について、事務局から説明をお願いします。
議題（3） 条例要配慮個人情報について	
情報公関係長	（資料3に基づき、案件を説明）
浅見部会長	この件について、水町委員のほうで持ち合わせている情報はございますか。
水町委員	条例要配慮個人情報については、あまり議論はなされていない印象を受けます。というのも、資料の課題の欄にあるとおり、条例要配慮個人情報となっても、あまり規制が変わらなく、個人情報ファイル簿に条例要配慮個人情報が含まれていますと書かれるのと、漏えい時の対応が求められるくらいで、あまり実益が無い話ではあります。ただ、個人情報保護条例の第7条のように収集禁止とかセンシティブ情報というのを法よりも広くとらえている条例があるわけで、その点については、国としても配慮しないといけないので、条例で条例要配慮個人情報を認めても良いですよという見解が示されているところだと思います。個人情報保護条例の第7条を見ますと、第1項第4号の審議会の意見を聴いて、個人的秘密が侵害されるおそれがあると認めた事項というものが法定の要配慮個人情報に含まれていませんけれども、それ以外の第1号から第3号は法定の要配慮個人情報に含まれていますので、現行条例に沿った形なのが事務局案だというふうに考えています。 ですので、私としては事務局案のとおりでよろしいかなと思いました。

浅見部会長	ありがとうございました。それでは、水町委員のご説明を含めて、何かご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。
加藤委員	根拠条文が知りたいのですが、水町委員のおっしゃった条例要配慮個人情報に入ると個人情報ファイル簿にその旨記載するというのがあって、根拠条文はどれになるのでしょうか。あと、その下の個人情報保護委員会への報告が義務付けられていることについても、根拠条文が知りたいです。
水町委員	漏えい報告は、改正法第 68 条第 1 項です。事務局のほうで分かりましたら補足をお願いします。
情報公開係長	個人情報ファイル簿につきましては、法第 75 条第 1 項と第 4 項に規定がございます。
浅見部会長	今の時点では設けないと。ただ、事務局案ではただし書きがあって追加するときは審議会に意見を聴くといった話になっているのですが、今後何か出て追加する場合というのは、条例を改正することになるのですか。改正する手続として、審議会の意見が必要だというようなルールとするのですか。
情報公開係長	審議会に聴いてということになりますので、当然条例に入ってくるという形となるかと思えます。
浅見部会長	形としては、議会として、条例として制定すると。
情報公開係長	その前に審議会にご意見を聴くということです。
浅見部会長	分かりました。 ほかに何かご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。
細川委員	基本的なことがよく分からないのですが、これは条例とついているから各自治体が決めることということになるので、地域の特性その他の事情という要件がつくということでしょうか。例えば、部落差別とかあるかと思えますが、そういったものが影響するのか、また、私のほうの分野では、性的指向とかそういったものもあって、地域の特性ではないのだけれどもみたいなのが、要するに秘匿しておかなければいけない、絶対漏らしてはいけないということを見ると、こういったものもあるのかなと思えますし、既に多分なされているのはDV被害者の情報もあるのかなと思うのですが、その辺が条例を杉並区で作る、杉並区の特性にあったものしかできないというふうに解釈して良いのですか。
情報公開係長	地域の特性ということで、そういった条件付けになっておりますので、そのようなご理解でよろしいかなと思えます。
加藤委員	そんな限定はかからないのではないですか。地方の特性というのは、正直言ってすごく適当ですよ。青少年育成条例だって迷惑防止条例だって、例えば痴漢行為にしたって、何が地域の特性なんだと言われたら、説明はきちんとしてきていないというのが現状で、地域の特性と皆言うけれども、実際何をもちょう言のか、青少年保護という目的で言えば、自治体ごとに違うといったことはないですよ。実際にはそこまでガチガチに考えられていないと思います。個人情報保護であっても同じですよ。

情報管理課長	<p>まさにそこの地域特性その他の事情という考えですが、我々としてもかなり悩んだところでして、先ほどの事務局からの説明でありましたとおり、条例要配慮個人情報でいうところの地域特性とは何ぞやというところを個人情報保護委員会に確認したところ、答えを持ち合わせていないと、国からもこれまで示されてこなかったですし、今後示されるということもなかなか疑わしいという中で、来年度に向けた条例改廃等をしていくという中で、我々として条例要配慮個人情報をどのように考えるのかというところで、情報そのものに地域特性が内包されているものをまず定義として考えたときに、現段階では新条例で規定するものはないだろうというのが事務局案となります。一方で今、細川委員からご意見のあったとおり、例えば性的少数者であったりDV被害者であったりを情報としてどのように捉えるか、情報そのものに地域性があるというよりは、どう捉えるかという観点だろうし、杉並区だから性的少数者が特に多いとかDVの被害者が多いとか、もしかするとそういったコミュニティがあるかもしれないのですが、基本的には普遍的にいらっしゃるのだろうというようなことを考え、いよいよその判断がなかなか難しいなというところがあって、事務局としては情報そのものに地域特性が内在・内包しているものを条例要配慮個人情報と考えたときに、どうだろうか考えたときには、現段階で我々が今保有している情報の中では、見当たらなかったところがございます。一方で国のタスクフォースの議論の中でも、生活保護の受給者であるところが条例要配慮個人情報であるといった議論があったのですが、あくまでそれはタスクフォースの中での議論であるのと、生活保護の受給者以外にも就学援助を受けているといったセンシティブな情報というのは沢山あると思うので、それをどういう基準でやるのかと、全て拾えるのかというところもございますので、定義が定まっていないうちでなかなか難しいなと思っていたところでございます。</p>
加藤委員	<p>今の説明を聞いて分かりました。杉並区はそういう考えで見たら無いということで、加える場合もそういう視点で考えたほうが良いのではないかとこの立場ということですね。</p>
浅見部会長	<p>ほかに何かご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。</p> <p>では、この議題については、事務局案のとおりということでよろしいでしょうか。</p> <p>特に無いようですので、議題（３）については、終了します。</p> <p>これでひととおり検討しまして、おさらいしますと、（２）—１から（３）までについては、事務局案のとおりと。（１）については、本日出た意見を踏まえて条文形式で次回たたき台を出していただくと。それを受けた上でさらに議論していくということにしたいと思います。</p> <p>皆さんよろしいでしょうか。</p>
（異議なし）	
浅見部会長	<p>それではほかに何かご質問・ご意見はありますでしょうか。</p>
加藤委員	<p>一番最初に水町委員がおっしゃったことなのですが、私もそういう意図で</p>

	<p>作ったのかというのが驚きだったのですが、個人情報保護法が最大の規制で定めていますから、それ以外のものは地方公共団体がやってはだめだと言っているわけですね。これが私としては驚きでした。なぜかという、国民とか住民の権利を守るというための規定を置いてはいけない、より強い保護を図りたいんだというのはだめだというのが、理屈の上ではなかなか通りにくくて、皆様もかつて勉強されたかと思うのですが、有名な徳島市の公安情報条例事件を見ても、正直言ってこれが最高裁まで争われたときに、個人情報保護委員会が言っているのが正しいのかどうかというのが、私は正直気になります。ですので、チャレンジしてみるのもありなのかなという気がしなくはないです。ただ、二重行政の部分もあるから一本化はある程度して、ルールは一本化だけれども、いわゆる安全管理措置とかは地方公共団体でしっかり見ていくというのが、必要なのではないかと考えています。理屈の上ではより権利保護を図るという規定なのに、死者の個人情報を含めてはだめといったことに対して私は驚きました。すべて条例ではなく法律にしますというなら、それはそれで筋は通っていると思うのですが、ちょっと解せないなとも思います。だから、杉並区が先頭を切ってチャレンジしてみるというのでもないとは言えないかなという気はしました。感想でした。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>私の理解では、杉並区はやっていましたけど、むしろ緩めていた自治体のほうが多くて、その底上げがしたかったという意識があったと思います。そうすると、法の条文とかで、緩めるのはだめだけど、強めるのは良いよという日本語の作文がしづらくなってきたので、国のほうでいったん自治体の判断をさせないということになったのかなと思います。その意味では、厳しめにやっていたところが、レベルが下がってしまうところを、下がらないようにするといったことをやればよくて、国として底上げができれば、元々上のレベルでやっていたところを下げようといった意図はないのだけれど、それをうまく表現する表現がないので、そういうことになったのかなと思います。あとは、今後まさに先ほどの例でいうと、生年月日に月日がいらぬようなものの月日を取れというようなことは、総務省とか個人情報保護委員会は、より慎重に今後はやってほしいと思います。杉並区はそういったところを審議会で丁寧にやってきましたが、そのところはそっちに頑張ってもらえないかなと思います。また、災害の時に個人情報を使えなかったというのも、国はその意図はなかったけれども、自治体が高めて個人情報を出さないほうが無難なので、そういう解釈をしてしまったので、そういう解釈をさせないというのは、ある意味国としては利用に関してレベルを高めたいというところがあったけれども、自治体が下げってしまうところもあったというところを国は調整したいけれども、何がレベルを下げて何がレベルを上げるのかというのは結構難しい問題なので、そのところは自治体で報告諮問はしないでくれということになったのかなと思います。国として最初にもっとしっかりと審議しておいてもらいたいなと思います。感想です。</p>
<p>浅見部会長</p>	<p>ありがとうございました。</p>

	<p>ほかに何かご意見のある方はいらっしゃいますか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、これもちまして、本日の議題を終了いたします。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
情報公開係長	<p>本日はどうもありがとうございました。次回第2回の開催日時ですが、7月29日金曜日、午後2時からを予定しております。会場は、同じ第2委員会室を予定しているところでございます。</p> <p>また、事務連絡でございますが、本日の部会に関する報償費につきましては、第2回が同じ7月でございますので、第1回と第2回を含めまして、8月にご指定の口座にお支払いをいたします。支払明細につきましては、第2回開催時にご用意いたしますので、よろしくをお願いいたします。</p>
浅見部会長	<p>それでは、これもちまして、第1回部会を終了といたします。</p>